

平成26年度 第1回 阪南市都市計画審議会 会議録

【開催日時】平成26年11月19日（水） 午後3時00分から開催

【開催場所】阪南市役所3階 全員協議会室

【出席委員】委員15名中14名の委員が出席され開催いたしました。

日野泰雄、下村泰彦、瀬田史彦、三星昭宏、庄司和雄、有岡久一、大脇健五、川原操子、見本栄次、北浦正子、土井浩、若野昭人、佐藤妙子、辻山正甫
(以上委員14名)

【欠席委員】森下 旭

【傍聴者】1名

【案 件】

- ①会長、副会長の選出について
- ②会議及び会議録の公開について
- ③南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

【そ の 他】

- ①南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（南部大阪都市計画区域マスタープラン）について（報告）
- ②阪南市都市計画マスタープランについて（報告）

【結 果】

- ・本審議会の会長に、日野委員が選出された。
- ・本審議会の副会長に、下村委員が選出された。
- ・会議及び会議録の公開について、承認を得た。
- ・付議に対して、欠席委員1名を除く委員全員が原案のとおり承認の上、答申がなされた。

【質疑応答】

・南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

（委員）付議のあった地区は、すでに制限行為が解除されているとの事であったが、これは事後承諾になるのか。また、審議した結果、生産緑地を解除しないといった答申もありえるのか。

（事務局）買取申出を受理してから市等の買取がなく、農業従事者等へのあっせんも不調になった場合、生産緑地法の規定により3ヶ月後には生産緑地としての行為制限が解除される。しかし、生産緑地の変更については、都市計画審議会の審議を経て都市計画決定する必要があるため、本審議会に諮らせていただいている。

（会長）これまでも緑地の保全や防災上の空地形成といった観点での生産緑地の必要性等について、ご意見を頂いている。他にご意見があればお願いしたい。

（委員）主たる従事者の体調不良等により農業が続けられないため、従事地の一部のみを解除した事例はあるのか。

（会長）買取申出の要件は、主たる従事者の死亡、または以後、農業従事できない故障を有する場合に限られるため、従事地の一部のみを解除する事例は無い。今回の案件については、買取申出された方とは別の従事者が残りの地区で農業従事しているため、結果的に地区が縮小されたものである。

（委員）生産緑地を保全するといった観点から考えると、制度に矛盾を感じる。高齢化社会が進展し、なるべく長く働かなければならない社会状況のもとでは、従事地の一部のみ買取申出を認めるべきと考える。

（委員）生産緑地を解除しても、農地でなくなるわけではないため、仮に生産緑地の一部を解除し、残りの土地を農地として維持する事は可能である。ただし、現行の制度では、生産緑地では無くなるため固定資産税が優遇されず、一般的な市街化区域内農地としての宅地並みの課税が課されてしまう。

（会長）生産緑地制度とは別に、市独自の助成制度等を設けるのであれば、可能であると考え。

（委員）他市の審議会で、生産緑地を解除すべきでない判断した事例はあるのか。

（事務局）そういった事例は聞き及んでいない。

（委員）個人的に、本審議会が生産緑地の制限行為が解除されているなか、法に基づき現況を追認するだけの機関になってしまっているように感じる事が非常に残念である。

（会長）ご指摘の件については、各自治体で同様に議論されている。生産緑地の主たる目的に照らした時、市域全体の生産緑地の量や配置、また、緑のマスタープランとの整合等について、議論すべきと考えるため、そのような観点であれば、付帯意見を付して答申することは可能である。

（委員）以前に非常に離れたところで住んでいる農業従事者について、農業委員会で主

たる従事者として認められなかったことがあった。

(委員) 従事者が一定農地に通える距離で住んでいなかった等の理由のある場合は、主たる従事者とは認めていない。また、個人的な意見として、府内では三大都市圏の特定市のみ生産緑地制度があり、町村に無いことが問題であるように感じる。

(委員) 解除の追認の件については、買取申出の受付期間を集約するなどの方法により解決できないか。また、今回変更のあった地区について、地目は田であるにもかかわらず、資料上の写真では農地でない地区がほとんどであるのはなぜか。また、生産緑地の指定や解除について、雨水貯留や浸水時の被害軽減等、防災の観点から判断することも必要かと考える。

(事務局) 1点目については、法的に可能かどうかと併せて、他市の状況を調査したうえで検討したい。2点目は、本審議会開催前に制限行為が解除されており、現地撮影時には農地の状態で無かったためである。3点目の生産緑地に係る防災の観点については、防災部局や農林部局との調整により、市の地域防災計画や都市計画マスタープランとの整合を図りたい。

(委員) ハザードマップと生産緑地の位置関係もチェックしていただきたい。

(事務局) 防災部局とともに確認したい。

(会長) 買取申出時期を限定させることは、個人の権利の制限に繋がるため、難しいものかと考える。また、防災の観点からは、例えば防災農地等、防災に資するような生産緑地の解除があった場合には、市が買い取るなどの判断材料になるのではないかと考える。委員からあったご意見については、事務局の方で整理していただきたい。また、今回付議があった地区については、生産緑地地区を解除することによって緑地保全および防災面等から、特に問題が発生するような地区であるとは考えにくいので、原案のとおり答申してよろしいか。

<全員異議無し>

・ 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（南部大阪都市計画区域マスタープラン）について（報告）

・ 阪南市都市計画マスタープランについて（報告）

(委員) 府南部地域では、「だんじり」等、伝統的な祭礼が存在する。阪南市総合計画等における市の将来像を具現化するにあたり、本市においても、今後、商工会や観光協会等と連携し、積極的に祭礼に対して支援等を行うことにより、集客効果が期待され、まちの活性化に繋がっていくのではないかと考える。

(会長) 祭礼は、本市の文化資源の一つとして重要な要素であり、集客により賑わいのあるまちに繋がるものとも考えるが、関係機関等と調整した上で、本市まちづくりに具体的に位置づけることについて検討する必要がある。

(委員) 今後のまちづくりにおいては、大幅な人口減少が予想されるなか、良好な自然

環境を有する本市のような郊外型の都市においては、若年層に焦点を当てた子育てをしやすい環境を整備することが重要であり、昨年、全ての国民が自由闊達に移動することを目的として交通政策基本法が施行されるといった動向のなか、自動車利用からバスをはじめとした公共交通を中心としたまちづくりが重要になるのではないかと考える。

また、本市バリアフリー基本構想については、協議会として、継続的な改善の取り組みを行っているか。

(事務局) 協議会としては行っていない。

(委員) バリアフリー法改正による民間施設へのバリアフリー化の推進も含め、当事者参画による総括的かつ継続な改善の仕組みづくり等が必要であることを意見として申し述べておきたい。

(会長) 理想を具体化することはなかなか困難であるが、今後、上位計画である本市都市計画マスタープランに基づき、まちづくりを行うにあたっては、取り組み内容を具体的に示していただければと考えている。また、本市都市計画マスタープランについては、概ね10年後を目標としており、見直しを行うにあたっては、委員の皆さんも参考にさせていただきたい。

【午後5時15分閉会】